

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成29年2月23日（木）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 松 田 俊 哉（横浜地方裁判所第6刑事部部総括判事）

裁判官 関 口 恒（横浜地方裁判所第6刑事部判事補）

検察官 岡 本 安 弘（横浜地方検察庁検事）

弁護士 齋 藤 守（神奈川県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 60代 男性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 30代 男性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代 女性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 男性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 30代 女性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 年代非公表 女性 （以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

本日はお忙しい中、裁判所にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

この意見交換会は、裁判員を経験された皆様方から裁判員裁判に参加した率直な御意見、御感想等を伺い、今後、私どもの裁判員裁判に生かすとともに、これから裁判員として参加される方にとって参考になることを伺って、参加される上での不安感や負担感を少しでも解消していただきたいという趣旨で開催させていただいております。

最初に、本日の司会を担当させていただきます私は、第6刑事部で裁判長をしております松田と申します。よろしくお願いいたします。

裁判員裁判は、この横浜地裁を含めて三つの地方裁判所で65件を担当しております。

それでは、ほかに御出席の裁判官、検察官、弁護士の方からも一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

(裁判官)

同じく第6刑事部で裁判官をしております関口と申します。本日はよろしくお願いいたします。

(検察官)

私は横浜地方検察庁の検察官の岡本と申します。私も長いこと検察官をしておりますので、導入されたのは確か平成21年頃でしたか、その頃からやっておりますので、公判部も3年やっておりますけれども、実は裁判員裁判というのはいろいろな試行錯誤をまだ積み重ねておるところではあるのです。私ども検察官も常日頃から人を処罰するということについては思い悩みながら仕事をしておりますので、恐らくこれは裁判員の皆様と同じようなことを感じているのかなと思いますので、もしそういう点があるのであれば皆様と考え方を共通にして理解を深めていけるかなと、今日はそう思っております。よろしくお願いいたします。

(弁護士)

神奈川県弁護士会の齋藤と申します。相模原で事務所を構えております。

弁護士は検察官と違って、刑事弁護オンリーでやっているというわけではなく、相続や離婚などほかの事件もやっているという中で、恐らく裁判員裁判については弁護人の力というか力量の差がかなりあるのではないかと思います。

今日は弁護士会を代表して来ていますので、できれば具体的に、弁護人のここが分かりにくかったとか、ここがよかったという具体的な話を聞かせていただければ非常に参考になると思いますので、よろしくお願いいたします。

(司会者)

最初に私のほうから、本日、御参加いただきました方々に御担当いただいた事件の概要等を紹介させていただきますので、その後、引き続き、裁判員として参加した全般的な感想をお話しいただきたいと思います。

まず、1番さんの事件は被告人が神奈川県内の自宅で殺意をもって当時66歳の実父の背中を出刃包丁で1回突き刺したが、全治約1か月間を要する傷害を負わせたものの殺害の目的を遂げなかったという殺人未遂の事案です。事実関係に争いはなく、量刑、つまり被告人にどのような刑を科すかということが争点となりました。

4日間にわたって公判審理が行われ、検察官が懲役5年の求刑をし、弁護人は執行猶予の判決を求めました。評議が行われて、第5回公判期日に被告人を懲役3年、5年間執行猶予、保護観察という判決が言い渡されました。

1番さんには選任手続を含めて合計7日間、裁判所にお越しいただきました。

それでは1番さんから、裁判員として参加された全般的な感想をお願いいたします。

(1番)

裁判に参加させていただいて、非常に自分のためにはなったと思います。法廷自体を見ることは、それ以前にも経験はあったので、場所が変わって見たことになります。裁判官の方たちも非常に親切に分かりやすく裁判自体を進めて、教えていただいて、きちんとリードしていただいて裁判ができたなと思います。

個人的には、裁判員の通知が来たらきちんと皆さん受けなさいと、参加しなさいという形で人にはお話ししましたし、裁判のプロセスも全てきちんと説明していただいた上で、量刑に対する考え方についてもきちんと話していただいて、裁判員は当時6名ですけれども、裁判官の方を含めて9名できちんと話ができて、開かれた裁判というのがみんなよく分かるし、世の中で裁判員になりたくないとか嫌な体験をするのではないとか言われているのは違うよという話を、聞かれた人間にはしました。

そのほかに、その後、福岡の裁判員裁判で裁判員が声をかけられたというので、いろいろすごい話題に、ニュースになって、マスコミがいっぱい取り上げたけれども、マスコミが取り上げるのが裁判員の負の面ばかり。世の中は何でも負の面のほうがおもしろがられるからというのがあるかもしれないけれども、裁判員の通知と

か本とかではなくて、マスメディアの中で、ニュースの中で裁判員というのをもう少し、裁判員ってそんなに負の部分ばかりが注目されているのではないところを見せてあげたらいいなという気はしました。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは2番さんの事件ですが、この事件は被告人が神奈川県内で、殺意を持って形や重さが不詳の凶器、判決の認定ですと、「ある程度面積と重量を要する表面が角張ったもの」という凶器なのですが、そうした凶器で元交際相手の26歳の女性の頭部を殴打し、頭蓋骨骨折等に伴う外傷性くも膜下出血により死亡させて、殺害した。その後、平塚市内の河川敷でその遺体をコンクリートブロックやカーペット、布団などに包んで相模川に投げ捨てたという殺人、死体遺棄の事件です。死体遺棄については争いはありませんでしたが、殺人については無罪が主張されて、被告人が被害者にした行為の態様や殺意の有無、正当防衛又は過剰防衛の成否が争点となりました。

公判審理は3日間にわたって行われ、その後、評議に入りまして、第4回公判期日で、被告人について、争いがない死体遺棄罪のほかに殺人罪の成立を認めて懲役18年の判決が言い渡されました。

2番さんには選任手続を含めて7日間、裁判所にお越しいただきました。

それでは2番さんから、裁判員として参加した全般的な感想をお願いいたします。

(2番)

正直、裁判員に選ばれたときは、えっというのが本音だったのですがけれども、実際、初日から参加させていただいて、やはり本当に親切に教えていただいたのが大きかったですね。話も分かりやすかったですし、評議の流れもスムーズで、皆さんの意見が当然違うのですけれども、お互いに言いたいことが言えたのがよかったなと思いました。

あと職場でも、どうだったかというのを聞かれるのですけれども、私は参加した

ほうがいいよ、断る必要は全くないよというのは伝えています。私は参加して、とても自分のためにはなったと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

続きまして3番さんですが、この事件は、被告人が神奈川県茅ヶ崎市内の自宅で殺意を持って包丁で当時67歳の実の父親の腹部を刺して、大動脈損傷に基づく出血によって死亡させて殺害したという殺人の事案でした。事実関係に争いはなく、量刑のみが争点となりました。

公判審理は2日間で、その後、評議に入って第3回公判期日に被告人を懲役8年に処する判決が言い渡されました。

3番さんには選任手続を含めて5日間、裁判所にお越しいただきました。

それでは3番さんから、裁判員として参加した全般的な感想をお願いいたします。

(3番)

受け入れ側の裁判所の方たちが、私たち素人が忌憚なく話せるような雰囲気をつくってくださったことが、とてもよかったと思います。

資料などもとても分かりやすく進行していったのですが、例えばお料理番組みたいに、あらかじめ切ってあります、それを混ぜるだけですとか炒めるだけですというのではなく、きちんと議論し尽くして判決に至ったという達成感をとても感じました。一番感じたのはそこです。以上です。

(司会者)

ありがとうございました。

続きまして4番さんの事件ですが、この事件は、被告人が横浜市内の自宅で殺意を持って当時45歳の長男の頸部に包丁の刃を押し込んで、頸部切創に基づく動脈損傷を伴う出血により死亡させて殺害したという殺人の事案でした。事実関係には争いがなくて、量刑のみが争点となりました。

公判審理は3日間にわたって行われ、検察官が懲役6年を、弁護人は犯行後に被

告人が自首したことや反省していることなどを主張して執行猶予を求めました。第4回公判期日で被告人を懲役3年の実刑に処する判決が言い渡されました。なお、判決では、犯行に至る経緯や動機として、被告人は自分が死んだ後、被害者の暴力が妻やほかの親族等に及ぶことになると思い、そうなる前に父親である自分が被害者を殺害するほかないと決意した旨が認定されております。

4番さんには選任手続を含めて7日間、裁判所にお越しいただきました。

それでは4番さんから、裁判員として参加した全般的な感想をお願いいたします。

(4番)

この裁判員裁判の中で感じたのは、非常に良い経験をする事ができたとともに、本当に達成感というものが自分の中にあるということは事実であります。

この事件のときに、被告人と被害者の関係と、被害者が障がい者であったということがありまして、非常にかわいそうだなという感情がどうしても出てきたのですが、その感情をなるべく押し殺して進めていく事ができたとは思っています。

何が本当に正しかったのか、実はいまだにはっきりと自分の中で割り切れているわけではないので、その後、控訴することになるのかなとか、いろいろなことを考えましたが、その7日間は自分が考えられる限り考える事ができたこと、それが一つの判決の中で活かされていくということは裁判員としても非常に名誉あることだと思いました。

なるべく多くの人にこの裁判員の機会が行き渡るように努力してもらえることが一番すばらしいかと、自分の中では思っています。以上です。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは5番さんの事件ですが、この事件は被告人が神奈川県横須賀市内の歩道上で、当時44歳の知人男性の顔面を手のひらでたたくななどの暴行を加えて転倒させて、後頭部を路面に打ち付けさせて傷害を負わせ、搬送先の病院で脳ヘルニアによって死亡させたという傷害致死の事案でした。主に被告人の暴行と被害者の死亡

との因果関係が争われました。

公判審理は4日間にわたって行われ、検察官が懲役5年の求刑をして、弁護人は無罪を主張しましたが、評議の結果、第5回公判期日に争点である因果関係を認めた上で傷害致死罪を認定し、被告人を懲役2年6か月に処する判決が言い渡されました。

5番さんには選任手続を含めて合計7日間、裁判所にお越しいただきました。

それでは5番さんから、裁判員として参加した全般的な感想をお願いいたします。

(5番)

裁判員裁判制度に参加すること自体は何の抵抗もなく参加させていただいたのですけれども、実際にこの期間に入ってみると、なかなかもやもやとした感情が2週間ずっと続いていました。というのも、職業柄、生きたくても生きられない人を目の当たりにしている状況下で、今日、亡くならなくてもいいような方が人の手によって命をなくされてしまうということに対して、被告人にどうして情をかけなければいけないのだろうかというような感情で、すごく葛藤が続いていました。

終わってみると、それが人が人を裁くことの意味なのかなということをもものすごく痛感しました。

期間中はすごくもやもやしていましたが、終わってみると、人生で恐らく一度しか経験できない貴重な経験をさせていただいたなというのが、今になっての感想です。以上です。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは最後になりましたけれども、6番さんの事件ですが、この事件は被告人が相模原市内のアパートで被害者Aさん方の集合ポストから時価合計500円ぐらいのぬいぐるみ3個を盗んだという事件、その後、強姦の目的でAさん方に侵入して強姦したという事件、さらに強盗の目的で同じアパートのBさん方に侵入して、金品は奪えなかったけれども、Bさんに全治約8日間を要する傷害を負わせたとい

う、窃盗、住居侵入、強盗致傷、強姦の事案でした。窃盗については争いがありませんでした、それ以外は、実際にそうした事件があったのか、また被告人はその犯人であるのかが争いになりました。

公判審理は4日間にわたって行われ、評議の結果、第5回公判期日に争いのない窃盗罪のほか、住居侵入、強盗致傷、強姦の成立を認めて、被告人を懲役10年に処する判決が言い渡されました。

6番さんには選任手続を含めて合計6日間、裁判所にお越しいただきました。

それでは6番さんから、裁判員として参加した全般的な感想をお願いいたします。

(6番)

まず冊子が届いたときには、仕事のことが第一なので、本当に6日間、行けるのかという心配があったのですけれども、冊子に入っている漫画になっている冊子があったのですけれども、とりあえず上司に報告してみましようということで上司に報告して、一応公休という形でとる形にできたのですが。

世間では裁判員というのは大変なイメージがあって、やはり周りの人にも大変だねと言われて、インターネットでは「大丈夫だよ。」と書いてあるのですけれども、メディアとかにも余り出ていないし、やはり経験して意見交換をして、もう少しメディアで出たらいいなと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、これから審理や評議の話題に入っていくのですが、その前に、裁判員の候補者として裁判所にお越しいただくまでのことについて少し伺いたいと思います。

皆様のお手元には、最初に裁判所から裁判員の候補者の名簿に登録されたことをお知らせする通知があったと思います。これは人によって時期が違い、平成26年の11月または27年の11月だと思いますが、その通知があった後、具体的な事件で裁判員を選任する手続を開くので裁判所にお越しくださいという御連絡を差し

上げたと思います。

そこで伺いたいのですが、まず名簿に登載されたことを知った段階で、あるいはその後、具体的な事件で呼び出しがあった段階で、裁判所にお越しいただくまでに少し時間があったと思いますけれども、その間に何か裁判に関する勉強をしたとか、あるいは何か情報収集をしたということが、もしあったら教えていただきたいのですが。裁判のことを全然知らないで行くのは不安だから、ちょっと勉強しようと思って本を見るとかインターネットで情報を検索するとか、何かそんなことをされた方がいれば教えていただきたいのですが。どなたでも結構ですが、いかがでしょうか。

(3番)

昔の名画の「十二人の怒れる男」というアメリカ映画を見たのですけれども、ちょっと時代的にも違い過ぎて余り参考にはなりませんでしたが、自分の士気を高めるために見て裁判のことを考えました。

(司会者)

ほかの方には何かありますか。裁判員の本みたいなものも売っているのですけれども、何かそういうものを見たという方はいらっしゃいますか。

(4番)

特殊な例ですけれども、裁判員裁判に選ばれたということで、そういう通知が来たことが家族に分かって初めて、うちの家内が経験者だったということが分かったのですね。それまでほとんどそういう話をしていなかったものですから。

それで、どういうものだということは聞きました。「是非やったほうがいいんじゃない。」というふうには言われましたけれども、半信半疑で聞いたような、そういうことがありました。

(司会者)

ほかの方はいらっしゃいますか。

別に勉強してほしいという趣旨ではございません。むしろ、そういうことを特別

やっていただく必要はないという前提なのですけれども、やはり裁判員をやるということになるとちょっと不安なので、少し勉強しなくてはいけないのではないか、知識を仕入れなくてはいけないのではないかなどと不安に思われて、何か準備されたことがあれば、その辺をお聞かせいただきたいと思ったのですが。特になかったですか。

ありがとうございます。

それでは次に、裁判員になるために仕事のやり繰り等で御苦勞があったかどうかということを伺いたいと思います。

皆様方には、お仕事等をお持ちの方もいらっしゃると思います。裁判員を務めるということが、お仕事あるいは御家庭に大変な負担をかけるということは私どもも十分承知しておりますが、実際はどうだったのでしょうか。御家族あるいは職場の理解は比較的容易に得られましたか。

それともう一つは、選任手続の前に、選ばれたら、その何日間の段取りを付けていくと思うのですが、今回は選ばれたからそれでよかったのですが、もし選ばれなかったら何か困ったことが起きたとか、そのあたりをちょっと教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

まず、行く前に職場とか家庭の理解は得られたのかどうか。それから、もし選ばれなかったら何か困ったことが起きたとか、そのあたりはどうでしょうか。

(2番)

裁判員に行くかもしれませんよということを職場に言ったところ、総務に調べていただいて、特別休暇が使えるということだったので、私は選ばれて行かなくなったとしても特別休暇が取れないだけで、休みとしても関係なく、職場の業務としても特に問題なくいったみたいです。

(司会者)

ほかの方はいかがですか。

(6番)

職場で特別有給、公休ですけれども、選任される日と選任されて次の日から1週間来てくださと言われて、当たるか当たらないか分からないものを勤務をつくるのが大変だということは職場ではありました。

(司会者)

ほかの方はいかがですか。

(3番)

名簿に入った段階で上司に相談したら、分かったということで、公休というか特別休暇になるからという話を人事の人がしてくれたのですけれども、ちょっと職場の恥をさらすようですが、上司が「これは自分の希望で行くのだから、そんな特別休暇はだめだ。有給休暇を使いなさい。」と言われて、私は有給休暇で来たのですが。

まだまだその辺の理解がない部分もあるので、広報というか、誰にでも来る話だし、職場の人たちみんなが「行っておいで。」と行けるような社会になるといいなというのを感じました。

(司会者)

ありがとうございました。

(5番)

私の職場も前例がなかったので、この書類を提出した次の日に緊急幹部会を開いてくれたみたいで、個人の有給を使うのはかわいそうなので、これは義務的でもあるので、特別有給休暇という制度をつくりましょうということが決まりまして、今回、特別有給休暇で出られました。

前例ができたので、ほかに今後、選ばれる人にもよかったなと思いますし、裁判所のほうで出頭証明書を出していただいたので、それをもって確実に裁判所に行ったことが証明できたので、有給ちゃんと発生していたので助かりました。以上です。

(司会者)

どうもありがとうございました。

それでは、次のテーマに行かせていただきます。

裁判の日程について伺います。今回の6件の事件ですが、選任手続を含めて短い方で5日間、長い方は7日間ということになります。選任手続があってから初公判が開かれるまでの期間は、長い方は選任があってから5日後、一番早いと選任があってすぐ翌日に裁判になったという方もいらっしゃるのですね。

そこで、選任から初公判までの期間の置き方について何か御意見や御感想などがあれば伺いたいと思います。

次に、今回の裁判の事件との関係で審理や評議の日程が適当であったかを伺いたいと思います。もっとゆとりがあったほうがいいのか、あるいはちょうどよかったとか、長過ぎたとか、その辺の御感想とか御意見がもしあれば伺いたいと思います。

それから、開廷のペースは、月火水というように連日開く方が多かったと思うのですが、そうではなくて、例えば1週間に月水金の3日ぐらいのほうがいいのか、日程のとり方について何か御感想、御意見等があれば伺いたいと思います。

最後に、その日の裁判が終わって帰宅された後に、あるいは裁判がない日や土日とかの過ごし方で、やはり裁判中はふだんとは違ったとか、そうしたことについての御意見等を伺いたいと思います。

では、1番さんから順にお願いします。

(1番)

裁判員の決定をするところから本裁判に入るまでは、ある程度時間があつたほうが、私のときはあつたと思うのですけれども、あるほうがいいのかと思います。今の3番さんとか5番さんの話があるように、決定しないかもしれない、通知が来たときに決定したのかなと思ったのですけれども、その後、行ってから決定なので、決定したよということで会社のほうと調整できる時間があるほうがいいのかと思うなと思います。

実は私は退職していて、いつでもよかったのですけれども、最初に通知が来たときには裁判員になるよというので会社に、今年、裁判員になるかもしれないからと

いうのを伝えて、それから10か月以上通知が来なかったので、もうないなと思っているときに通知が来て、そこと退職が重なっていたので、別に問題は全然なかったのですけれども、そのところに1週間ぐらいあったほうが会社のほうとの調整を皆さんはしやすいだろうなと思っています。

あと質問は何でしたか。

(司会者)

裁判の日程はどうでしたか。割とゆったりとれたのか、それともちょっと短いなと思ったか、その辺の感想があればお願いします。

(1番)

今日、初めてお聞きして、自分のは量刑とかで案外軽い部類という割に期間が長いというお話なのですけれども、ちょうどいいぐらいの期間だったと思うし、評議も時間をきちんといっぱいとおいていただいたのが、早い時点で解決したので短くなったりして、これぐらいかけてきちんと話をして、きちんとした裁判だよということで、よかったなと。

全てが、被告人も納得しているという結果になったので、弁護人も検察官も納得しているという結果だし、我々もいろいろ話をさせていただいて、実は裁判員の人みんな年代が分かれていて、若い子もいていっぱいいろいろなことも言っていたのだけれども、きちんと話ができたので、これぐらいの時間がいいのかなという気がしています。

(司会者)

1番さんの事件は割と連日だったのですかね。これはどうですか。例えば1日空けたほうがいいのかとか、そういう御感想とかはありますか。

(1番)

当日に何か新しいことが出てきて、それを審議するのなら時間が必要ですがけれども、一応きちんと決まっていて、被告人は質問で、尋問される方の形も全部決まっているので、つながっていたほうが考えやすい。かえって疑問点も、現場の形の疑

問点とかが出てきたのですけれども、そういうのも続けて話すということのほうが分かりやすかったのではないかなと思います。

会社もきっとシフトで働いている人だったらぼんぼんというのものもあるかもしれないけれども、普通のビジネスだったら1週間なら1週間でぴしっと切られて休むほうが会社は休みやすいと思いますし、続けての審議のほうがいいと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

2番さんにも同じ質問です。選任されてから初公判まで、2番さんの場合は翌日だったですね。そのあたりはどうですか。

(2番)

翌日だったのですけれども、私は個人的には会社に言ってあったので、その日に決まりましたよということを会社に一報を入れたら、分かりましたということで、私の会社としては大丈夫だったのですけれども、ほかの方の御意見があると思うのですけれども、私としてはほかの方の御意見を踏まえて、やはり1週間ぐらい空けたほうが休みとしてはとりやすいのではないのかなというの思います。

(司会者)

審理の日程はどうですか。担当した事件の割にちょうどよかったのか短かったのかとか、そのあたりはどうでしょうか。

(2番)

休みを入れて7日間だったのですけれども、途中、間に土日月と祝日も挟んでやったのですけれども、期間的には私は問題ないかなと、ゆとりがあっというろいろな意見が出てよかったと感じます。

(司会者)

ほぼ連日開廷という感じでしたけれども、これはどうですか。

(2番)

私はそのほうがいいと思いますね。

(司会者)

ありがとうございます。

同じ質問ですが、3番さんは選任があってから、2日後でしたか。翌々日に第1回公判だったのですけれども、このあたりはどうですか。

(3番)

その辺は全く問題なかったです。

(司会者)

審理の日程はどうでしょうか。

(3番)

ちょうどいい感じで、議論する期間は、失礼な言い方ですけれども、本当によくできているなというか、ちょうどいい期間だったと思います。

(司会者)

開廷のペースは連日ではなくて1日とか2日とか空いていたのでしたね。

(3番)

そうですね。1日目、2日目があって、ちょっと空いて、それで判決という感じだったのですけれども、土日にここがやっていないというのもありますけれども、ちょっと空く感じのほうが肉体的にも精神的にも私にはよかったです。

(司会者)

ありがとうございます。

では、同じ質問ですが、4番さんは選任があって、やはり翌日すぐ法廷でしたね。このあたりはどうですか。

(4番)

選任されたということからすぐというのは、やはり「行くことになります。」というのなかなか覚悟が要るなということを感じました。断る方法はなかったのとか、そういうことは言われました。ただ、裁判員制度というのもだんだん浸透してきているのか、「もうそれはみんな諦めてくれ。」というのがありましたので、そういう

意味では、そんなに支障はなく休むことができたと思います。

(司会者)

審理の日程は、担当した事件との関係でどんな感じでしたか。

(4 番)

法廷に入っているいろいろな行われてから評議に入った時間は、実は法廷の中では非常に長いなと正直感じたのですけれども、逆に評議のときには3日間の間でしたけれども、非常に充実した時間を過ごすことができましたし、これでちょっと短いなというふうに感じたわけではなかったです。まだまだ評議し尽くされない部分というのがあるのかもしれないとは思いましたけれども、やはり集中的に3日間やるというのは、実際にやった中ではかなり評議できるのだなというふうに思いました。

ですから、全体的に見てちょうどいい期間だなというふうに感じました。

(司会者)

裁判所にほぼ連日お越しいただいたと思いますけれども、このあたりはどうでしょうか。

(4 番)

我々にとって裁判員裁判でこういう生活を1週間送るというのは非日常적인ことなので、逆に非日常적인ことが1週間ぽんとあるほうが、ときどき独立したように2日間とか、そういうのでばらばらになっているよりは全然助かるなという感じがありました。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは、5番さんです。5番さんは選任があってから2日後でしたね。選任があって2日後に第1回公判があったのですが、このあたりはどうですか。

(5 番)

もともと通知の段階で特別有給を当てますということが決まっていたので、その期間に関しては特に問題なかったです。ただ、選ばれなかった場合に、そこに普通

の勤務が入りますというだけだったので、そこは問題ありませんでした。

(司会者)

担当した事件との関係で今回の日程はどんな感じでしたか。

(5 番)

私はシフト勤務なので、土日も関係なく勤務があったので、この裁判期間中、個人的なお休みが1日もなかったのはちょっと厳しかったなというのはあるのですが、あくまでも個人のシフトの関係なので致し方ないのですが。

あとは1週目と2週目の間が金土日と空いてしまったので、月曜日に、前回、何の話をしていたかなというようなことはちょっと感じたように覚えています。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは6番さんです。6番さんは選任があってから、ちょっと間が空いたのですね。選任から5日後に初公判だったと思いますけれども、このあたりはどうですか。

(6 番)

問題なく休みも特別有給がとれていましたので、あらかじめ休みをとっていたので、あとは、もしはずれた場合はやはり勤務になる状況でした。

(司会者)

審理の日程はいかがでしょうか。

(6 番)

審理の日程なのですけれども、私も変則勤務なので第1回の公判ぐらいから夜勤をやって、火曜日から始まって土日が空いて、月曜日が最後だったのですけれども、その土日も勤務で、裁判が終わってからも、その後またずっと勤務だったので、やはり休みがなかったのがちょっときつかったです。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは次の話題に行かせていただきます。

法廷に臨むに当たってなのですけれども、皆様はもちろん、傍聴人もいる公開の法廷で人を裁くなどという経験は初めてだったと思いますけれども、法廷に出る前に皆様の緊張をほぐすために裁判官から何かアドバイスなどがあったかどうか。もしあったとすればどんな点がよかったか、あるいはこういうアドバイスをしてほしかったとかを伺います。多分選任手続があってからガイダンスみたいのがあったと思うのですけれども、緊張をほぐすためのアドバイスやガイダンスでよかった点とか、あるいはこうしてほしかったというものがあれば伺いたいと思います。

それから、法廷が始まると、大体1時間に1回ぐらい休憩があると思いますけれども、その休憩のとり方等についても何か御意見があれば伺いたいと思います。

これも1番さんから順にお願いします。

(1番)

すみません。どのようなことがあったかはちょっと記憶になくて。ただ、自分が緊張してなかったのかもしれないのですけれども、非常に裁判官の方たちが全てのことが親切にされていて、分かりやすくきちんとしていただいたので、スムーズにその法廷に参加させていただけたという気がしています。

(司会者)

2番さん、いかがですか。

(2番)

私も1番さんと同じなのですけれども、1回目、法廷に入って、私も余り緊張しなかったのですけれども、終わった後にどうしても緊張がほぐれた方がいて、法廷と被告人の控え室というのが結構壁が薄いと思うのです。ついほかの方が「この事件を知っている。」みたいな形で言ってしまっていたのがちょっと気になっていたのですけれども、もうちょっと裁判官の方から、ここは私語厳禁だよみたいのを言ったほうがいいのではないかなというのありました。

(司会者)

3 番さん、いかがですか。

(3 番)

常にフレンドリーに、緊張を解くような感じで接してくださっていました。

(司会者)

4 番さん、いかがでしょうか。

(4 番)

私も一番最初に来たときにはちょっと緊張しましたがけれども、女性の裁判官だったのですが、アットホームに優しくきちっと丁寧に教えてくれたというのがすごく印象にあります。裁判のことを何も知らないというのが、恥ずかしながらそういう状態であったので、そういうものなのかというふうに思わされることや感じるのですが、常にアットホームな雰囲気の中で評議のときに進めてくれたということが非常に助かったということです。

それと、私の場合は裁判員の中に女性のほうが多かったということで、ふだん聞けないようなこともいろいろとアットホームな中で聞けたということが、非常に緊張してはいましたけれども、特に法廷に入る前はやはり緊張するなと思いましたけれども、何回かそういうことをやっているうちに、そういうものなのだなと思いながらやることができたというのは、やはり裁判官の心遣いというのが非常にありがたかったなと思います。

(司会者)

5 番さん、いかがですか。

(5 番)

司法の勉強を全くしたことがないので、最初は専門用語が理解できなくてついていけないのではないかなと思っていたのですが、控え室で必ず裁判官の方が、これはこういう意味ですというのを説明してくださったので、逆に記憶がないぐらい、分からなかったという覚えが全くなかったので、そこはスムーズに参加させていただいたように思います。

あとは、緊張はもちろんほぐしていただいたのですけれども、法廷に入ったらほどこよい緊張感を持って、控え室に戻ればお茶菓子が出てきて、そこは計算かどうか分からないのですが、裁判官の方がみずからぱくぱく召し上がっていたので、いいんだなというような感じでみんなも緊張がほぐれたような感じがしたので、とてもバランスよく過ごせたなというのが印象です。以上です。

(司会者)

6番さん、いかがでしょうか。

(6番)

やはり皆さん緊張されていて、どこまで話していいのかがよく分からなくて、私も無言のこととかが多かったのですけれども、やはり裁判官の方とかも、お菓子が置いてあって休憩もほどほどだったので、そのときに皆さんとお話しできて、ちょっと緊張がほぐれたと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは、審理の内容に入っていきたいと思います。

まず最初に検察官と弁護人の双方から、冒頭陳述といって、それぞれがどのような主張をしてどういう立証を考えているかのプレゼンテーションがあったと思います。その際に皆様には書面が配られたと思います。今回の6件のうち4番さんと5番さんの事件では弁護人の書面が配られていないのですけれども、それ以外の事件では検察官、弁護人から冒頭陳述メモといった書面が配付されていると思います。

冒頭陳述というのは、書物でいいますと目次のようなものであって、争点を明らかにした上で、その争点との関係でこれから行う証拠調べのどこに注目すべきかが端的に示されていることが理想だと私は思っているのですけれども、実際にそれぞれの事件で行われた冒頭陳述の内容はいかがだったのでしょうか。

特に配られた書面が分かりやすいものであったか、もっと工夫が必要か、例えばこのようにすればよかったといった御意見や御感想を伺いたいと思います。

ごちゃごちゃしているとか、あっさりし過ぎているとか、あるいは逆にちょうどよかったとか、何でも結構です。それぞれから配られた書面が、その後、証人や被告人の話を聞く上で役立ったかどうかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

これも順番に1番さんから伺います。冒頭陳述等についての感想ですが。

(1番)

分かりやすくよかったと思います。というのは、被告人が精神的な障害があるかもしれないから執行猶予を付けますか、付けませんかみたいな事件だったので、冒頭陳述の紙も分かりやすかったし、お話も分かりやすかったです。

陳述自体は検察官のも弁護人のも非常に分かりやすく、これぐらいあったほうがいいなと思っています。

(司会者)

2番さんの事件は、検察官のほうはA4判で1枚、弁護人はA3判で1枚のものだと思いますけれども、これはどんな感じでしたか。

(2番)

今あるのですけれども、検察官側は圧縮されているというか、事細かく載っているような感じはありましたね。弁護人側は比較的、我々素人でも分かりやすい書面だったなというのは率直に思います。

(司会者)

3番さんの事件では、検察官はA4判で1枚のメモですね。弁護人のほうはA3判1枚のものですが、これはどうでしょうか。

(3番)

検察官の方がつくられたものは時系列になっていて、とても分かりやすいという印象でした。弁護人の方のほうは殺人の罪は認めているような案件だったので、この裁判の争点が量刑等を決めるということに限られているというような形で、まず一番にそれを出してくれていたのも、とてもその点で分かりやすかったです。

(司会者)

4番さんの事件では、検察官のほうはA4判で1枚のメモを出していましたが、弁護人は出していなかったのですけれども、検察官が出したメモについて、それから弁護人は書面を出さないで口頭で説明したと思いますけれども、その説明などについての御意見、御感想はいかがでしょうか。

(4番)

検察官に関しては、検察官らしいというか非常にこうだということによく分かります。また重視すべき点ということに関しても、そうだなと。

弁護人からは弁論要旨メモというものがあつたのですが、争点に関して情状酌量の評価のポイントが出ていたのですが、やはりちょっと弱いというか、言葉で長く話されても、このメモの中でそういうことを言いたいのでしょうかということだけになってしまう気が非常に当時したことを思い出します。ちょっと弱かつたのではないかなと思いますね。

執行猶予を付けるかどうかということが最終的な論点になったと思うのですが、やはりもう少しまとめてあればなと思いました。

(司会者)

弁護人は冒頭陳述では書面を配っていないのですが、これはやはり書面があつたほうがよかったと思いますか。

(4番)

そうですね。そう思いますね。

(司会者)

ありがとうございます。

では5番さんです。5番さんは、検察官が長い冒頭陳述で、A3判2枚のものを検察官が出していますね。それから、弁護人のほうは書面を配っていないのですが、このあたりはどうですか。

(5番)

今回の事件は防犯カメラの映像を見ながらものすごく細かく、何分単位で何が起きたというのを検証していく場面があったので、ちょっと画像を見ただけではなかなか全体像が把握できなかつたのですけれども、この冒頭陳述の要旨を見ることで、どういう流れで事件が起きたのかというのが把握できたので、私たちにはすごく助けになりました。

弁護人の方がこういったものを出していないのは、何か理由があったのか分からないですけれども、検察官がこういう考えで裁判を進めているというのは十分この紙でよく分かつたのですけれども、逆に弁護人側の考えがよく分からなかつたというのはあるかもしれません。

(司会者)

6番さんの事件では、検察官、弁護人それぞれがA3判で1枚の冒頭陳述をされていますが、これについての御感想、御意見はいかがでしょうか。

(6番)

被害者の方が二人いて、第1事件、第2事件、第3事件と分かれていたのですけれども、検察官の方が冒頭陳述で例えば時系列で書いてあって、とても全体像を捉えることができ、事件性と犯人性ということで争点のポイントが書いてあって、とても分かりやすかつたと思います。

弁護側のほうですと被告人の行動が書いてあるのですけれども、これを見ただけではやはりどういう事件だったかと争点がちょっとよく分からなくなるということがありました。

(司会者)

それではここで、冒頭陳述を作成される検察官、弁護人に、作成する上でどんなことにポイントを置いて、あるいは作成する上でどんな苦労があるかということ伺いたと思います。検察官のほうで何かありますか。

(検察官)

1番さんから6番さんまでそれぞれ事件が違うわけではあるのですけれども、量

刑のみが争点になっている場合というのは比較的簡単と言ってはあれなのですが、
ども、意味がないので、事実関係を余り書かない。どこの部分を見てください、こ
この部分を考えて刑を決めるときにこうしてくださいというところ、情状というの
ですけれども、そこだけで終わることが多いのですが、事実関係が争われますと、
そのところの事実関係について、ここの事実についてはこういうふうな事実があ
りますよというのを検察官から提示しないといけませんので、その分いろいろ書か
なければいけないのかなと思います。

それから、1番から6番さんの事件のうち、実は5番さんの事件だけが、今お話
にもありましたけれども、若干特殊なところがありまして、皆さん裁判員裁判の経
験がおありでしょうから、冒頭陳述の後に通常、検察官の証拠調べというのがあつ
たのを御記憶されていますね。1番さんから3番さんも4番さんも6番さんも、同
じようにうなずかれていますけれども、5番さんの事件だけはそのときに出す証拠
を説明する部分がない事件で、生のビデオをいきなり見て判断しなければいけない、
おっしゃるとおりの事件だったのです。そうしますと、その部分を解説する部分が、
冒頭陳述で事前に解説しておかないと、解説しながら見るというのが通常の証拠調
べなのですが、解説部分がない状態で生のものだけを見るという形になりますので、
実は5番さんの事件というのはかなり特殊な事件だったので、枚数が多いというの
も一つであります。

二つ目は、5番さんの事件は私が関与したので一応コメントしておきますと、因
果関係という部分が一般の方には非常になじみのない部分だと思うのです。因果関
係というのは暴行と死因との間なのですが、暴行と死因の間の因果関係というのを
矢印で書いて、ここの部分が因果関係ですよ、これが死因の話ですよという形で図
をつくる必要がありました。私は法律家なので問題ないのですが、法律ということ
を知らない一般の方にいかに分かりやすく伝えるかということで、実は図が大きい
ので図をつくった分だけ手を入れているということがあります。

そういう意味では検察官の苦勞といえますのは、実は出す証拠と冒頭陳述という

のが両方合わさって皆さんに伝えるということをやっておりますので、冒頭陳述を簡単に書いて証拠調べで理解していただく、~~あるいは~~、証拠調べでいきなり生のものを見せるときには、冒頭陳述で事前に皆さんに分かりやすくお伝えするということをやっております。

今回、皆さんのお話を聞いていまして、検察庁としては一般の国民の方に、やはり裁判に初めて来られた方に難しいことについて理解していただくということを常に考えてやっておりますので、今後もそういうふうに努力していきたいと思いますが、今回、皆さんが分かりやすいと言っていたので、非常にほっとしているというところでございます。

(司会者)

齋藤弁護士はいかがでしょう。

(弁護士)

先ほど申し上げたように、弁護人は組織ではありませんので、皆さん、お手元には自分の事件のものしかないと思いますけれども、検察官は、大体こんな形でつくりましょうというのがパターン化されていますので、大体同じようなものが出てくるのですが、弁護人はそれぞればらばらですから、ワードを使えない人はいないと思うのですけれども、パワーポイントを使えない人がいるとか、そういうことでやはり差が出てしまうというのは正直あります。

そのような中で争う事件、これは犯人ではないとかそういうようなことであれば、多分本当はこういうことなのですよということを言えると思うのですけれども、自白事件の場合はある程度検察側とかぶる部分があるわけですから、それを弁護人としてはいかに検察側からではなくて弁護側から見てもらうかということについては、冒頭陳述書はかなり工夫しなければならない。結局、検察側と同じことを言っているのではないの、と思われてしまわないように工夫する必要があると私は感じています。

あとは正直に言ってしまうとそれぞれの弁護人の能力の問題ですから、ある意味

分かりにくいと言われるのは、弁護士会としてはいかんせんどうにもしがたいので、個々の弁護人がきちんと学習してくださいということを、弁護士会を通じて言ってもらえないということですね。

(司会者)

ありがとうございます。

続きまして、証人尋問や被告人質問について伺いたいと思います。

まず、検察官や弁護人が証人や被告人に対して質問をしたと思いますけれども、その質問をしている意図がよく分かりましたかということを伺いたいと思います。

それから、中には医者などの専門家が証人として出てきた事件もありますが、話の内容が専門的過ぎて分かりにくいというようなことはなかったかを伺いたいと思います。

もう一つは、証人尋問や被告人質問のときに、皆様御自身は証人や被告人に対して質問をしたかどうかということを伺いたいと思います。

それでは、1番さんからお願いします。まず検察官や弁護人の質問の意図等は分かりましたかということはどうでしょうか。

(1番)

まず、自分が無知だというののもあれですけども、尋問と質問の差について聞きました。自分が、1回証人尋問とかが終わった後、被告人質問というものの前に、尋問と質問の差について、控え室で話しているときに聞いて、きちんと教えていただいて分かりました。

それから、裁判官の方が質問していることについても趣旨はきちんと伝えていただいたし、その結果についても話をしていただきました。

我々が質問するに当たっては、控え室で、不明な点があれば自分で質問していいですよということで、質問の内容を全部きちんとまとめていただいて、話し方、どういう質問でいいですねという形で言っていただいて、自分たちに質問させてもらっているの、非常に参加している感じと、自分がこのところは何か分からない

というのを、一度控え室に行ってもう一度質問させていただけるという機会がありましたので、今、言っていることはどういう意味なのだとすることを納得して次に進めたので非常によかったなと思っています。

親切にさせていただいてよかったなと思います。

(司会者)

1 番さんの事件では、お医者さんも証人尋問に出てこられましたね。その内容が難しかったということはないですか。

(1 番)

お医者さんがお二人来たのですけれども、一人はけがのお医者さんなのですけれども、実際に当時やった人ではない人だったから、結果としてどちらでもいいかなという感じで聞いていたのですが、刃渡り 17 センチを思い切り全部根元まで刺して全治 1 か月だというのが、起訴状からそうなっているのですけれども、1 か月で治らないよなと個人的には思っていましたけれども、それを言ってもしょうがないなと思っていました。

もう一人は精神科の先生が来たけれども、そういう症状の説明で、実際にこの人は本当に病気なのかは後で検査しないと分かりませんという話だったので、これはなくてもいいのかなと思いましたけれども、それはどうしてもそのところが争点なので、その症状全体について語られた。だから、個人的にはそうですかと聞いていましたけれども、それ以上は余りないです。

(司会者)

1 番さん御自身は証人とか被告人に質問はしましたか。

(1 番)

しました。被告人にどういう生活していたのというような質問を何個かさせていただきました。

(司会者)

質問をしたときの何か感想みたいなものはございますか。

(1 番)

自分の言い方が違うといけないというようなところを、まず部屋でお話しているときに、きちんと整理してもらっているので、私の言いたいことはこういうことだったのだというのがうまく言えて、うまくしゃべらせてもらえたので、今日より緊張しないで言えたかもしれないです。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは2 番さんにも、同じ質問なのですがけれども、まず検察官や弁護人がしている質問の意図がよく分かったかどうか、お願いします。

(2 番)

よく分かったと思います。

(司会者)

それから、確か2 番さんの事件も解剖医が出てきたと思いますけれども、専門用語で分かりにくかったところはないですか。

(2 番)

分かりにくいところもあったのですが、例えば陥没骨折みたいな話になって、それはどういう骨折ですかということを裁判官の方が解剖医の先生に聞いてくれて、解剖医の先生が答えてくださったので、私としてはよく分かりました。

(司会者)

御自身で質問はされましたか。

(2 番)

被告人に2 回質問をしました。私も1 番さんと同じで、これが気になったのですが、というのを裁判官の方に言ったら、なるほどということで、これはこのタイミングでやりますので、こういう感じで聞いてみましょうというのを言われて、言葉が大体できていましたので、緊張することなく質問ができました。

(司会者)

ありがとうございます。

3番さん、いかがでしょうか。まず検察官や弁護人が質問する意図が分かったかということですが、いかがでしょうか。

(3番)

はい、よく分かりました。たまに分からなくて、また部屋に戻ってきて、裁判長などに御説明していただく場面もありました。大分昔のことなので、具体的には忘れてしまいました。

(司会者)

それに関連しますけれども、専門的な用語が出てきて分かりにくかったということもあったのですか。

(3番)

用語というよりは、何であんな質問をしたのかなみたいなことが、それで何の情報を得ようとしているのかなというような疑問を持ったことはありました。

(司会者)

3番さん御自身は質問をされましたか。

(3番)

はい、しました。

(司会者)

誰に対してしましたか。

(3番)

被告人にしました。

(司会者)

その御感想はありますか。

(3番)

私の場合はその場で思いついたことを、割と私たちはみんなその場でどんどん質問する感じでしたので、緊張していたのですが、被告人のほうがむしろ冷静で淡々

と答えて、慣れているというか、今までいろんなことを聞かれて整理がついている感覚を受けました。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは4番さんにも、同じ質問ですけれども、検察官や弁護人がしている質問の意図が分かりましたかというところはどうでしょうか。

(4番)

事件の争点となることが分かりましたので、その点では分かりましたね。その点では、どういうことだろうなという疑問というのは、そんなにはなかったと思います、そのときには。

(司会者)

内容が専門的過ぎて分かりにくいとか、そういうことはなかったですか。

(4番)

確かに包丁を使った事件ですので、証拠として包丁を見て、本当に見て意味があるかどうかというのは自分でも分からないなと思いました。専門用語のような解説的なことはあったのですけれども、もう少しなぜ死に至ったかというところを、具体的に言えば、最も危険な部分を最も確実な方法で殺害したという意図があるかどうかというところが非常に引っかかっていたのは事実だったので、そのときに、その質問をしながら、もう少し解説が詳しくあれば、もう少し分かったのかなという部分もありました。

(司会者)

4番さん御自身で証人や被告人に質問はしましたか。

(4番)

はい、被告人に対して質問をさせていただきました。質問の内容というのは、昔から犯行に至るまで被告人がどういう気持ちの変化をしていったのかなということ、この犯罪を犯してしまった引き金になったものは何だったのだろうということが非

常に気になっていましたので、その気持ちの変化を被告人の人となりとしかにその言葉で聞いてみたいという気持ちがあったので、質問をさせていただきました。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは5番さんにも、同じ質問ですが、検察官、弁護人の質問の意図が分かりましたかというところはどうでしょうか。

(5番)

裁判中も恐らくこういう質問でこういう答えを引き出したいのだろうなと思いながら聞いていたので、特に質問の趣旨が分からないといった記憶はなかったです。

(司会者)

5番さんの事件は、確か解剖医が出てきたと思いますけれども、専門的な用語とかで分かりにくかったことはないですか。

(5番)

大丈夫です。

(司会者)

5番さんは御自身で証人や被告人に質問はしましたか。

(5番)

はい、しました。

(司会者)

誰にしましたか。

(5番)

証人の方で、被告人の会社の方です。

(司会者)

何か感想はありますか。

(5番)

やはり目を合わせるのは怖かったですけれども、こんなことを聞いていいのかな

という不安はなかったです。それは事前に控え室で裁判官の方と、こう聞きたいのですけれどもいいですかというようなことで打ち合わせをしていたので、割と自信を持って質問はできましたが、怖かったのは正直なところです。

(司会者)

ありがとうございます。

では6番さんも、同じ質問ですけれども、検察官や弁護人の質問の意図は分かりましたかというところはどうでしょうか。

(6番)

分からないことはなかったです。

(司会者)

出てきたところで専門的な用語等で分かりにくかったということは、特になかったですか。

(6番)

はい。

(司会者)

6番さんは質問をしましたか。

(6番)

していません。

(司会者)

しなかった理由がもしあれば、教えていただきたいのですが。

(6番)

やはり緊張もあつたのですけれども、あとは、もし顔を覚えられたらどうしようとか、そういうことがちょっとあつて、質問は用意していたのですけれども、できなかったです。

(司会者)

聞きたいことがあつたけれども聞けなかったのか、それとも、その聞きたいこと

はほかの人に聞いてもらったということがあったのか、そのあたりはどうですか。

(6 番)

ほかの人に聞いてもらおうと思っても、その場でちょっと、質問しようと思ってその場に行ったのですけれども、やはりできなかったです。

(司会者)

では次の話題です。証人尋問とか被告人質問が行われ、あるいは証拠書類の朗読、読み上げが行われると思いますけれども、そのときに皆様はその証人尋問や被告人質問、あるいは証拠書類の内容についてメモをとったかどうかということを伺いたいと思います。

メモをとった方はいらっしゃいますか。証人とか被告人の話している内容、あるいは読み上げられた証拠書類の内容についてメモをとったかどうか。

全然とらなかったという方は多分いらっしゃらず、皆さん少しはとったと思うのですけれども、すごく詳しくとったという方はいらっしゃいますか。割と詳しい、ほかの人よりは詳しいのではないかと。どなたでも結構ですが。

(6 番)

結構すごい細かくメモしてしまいました。

(司会者)

逆に、とったことはとったけれども、そんなに詳しくというか、ほとんどとっていないに近いという方はいますか。

(1 番)

とっていないに近いかもしれないですね。

(司会者)

1 番さんは余りとっていないとすると、その後の評議でも、支障は特になかったですか。

(1 番)

自分で疑問に思うだろうなというところだけをピックアップして書いたつもりだ

ったので、ここに注目しようと思っているところは書いておいたので、特に評議するのに困ったことはなかったような気がしています。

(司会者)

2番さんは。メモはどの程度とりましたか。

(2番)

メインで被告人のしゃべっているのをとったのですけれども、確か書類と言っていることが若干違ったので、そこを質問しようかなと思ってメモをとっていたのです。私も気になった点だけをメインで、被告人の質問をメインにっていました。

(司会者)

裁判官のほうから証拠書類などというのは最終的に提出されるので、そんなに詳しくメモをとらなくていいですよとか、そういう説明はなかったですか。

(2番)

ありましたね。

(司会者)

それから、被告人質問とか証人尋問とかでは、もし確認したければ、録画しているので後で確認できますから、余り一生懸命メモをとることに集中しないでくださいというアドバイスみたいなことはなかったですか。

(2番)

あったような感じがしますが。

(司会者)

ありがとうございます。

3番さんは、いかがですか。メモとかはどの程度とられましたか。

(3番)

割と日常から字を書くのが好きなので、人と比べたら多分書くほうだと思いますけれども、むしろ被告人の雰囲気というか、そういうビジュアル的なものに注目していたように思います。声音というか口調とか、ためらう感じとか、そういうそこ

でしか分からないものを見ようと思っていたと思います。

(司会者)

そのメモは役立ちましたか。

(3 番)

大してならないのですけれども、キーワードみたいなものはほかの方もちゃんと分かっていらっしゃるし、自分の中で消化するための字で書いて、自分のものにするために字にしていると、そんな感じのメモでした。

(司会者)

ありがとうございます。

4 番さんは、いかがですか。メモはどのぐらい取りましたか。

(4 番)

そんなにとっちはいないとは思うのですけれども、とることはとったのですが、図にしてみたり、それでなるべく納得したいという気持ちが自分の中にはあります。非常にどこが重要なのだろうと探るような程度のメモで、趣旨だったりそういう状態で進めました。

(司会者)

やはりメモをとらないと頭に残らないですか。

(4 番)

メモは言葉で書いても多分何も残らないし、逆に言葉で書くと観察できないというのがすごく感じたので、もう本当に丸印をしました。みんな丸でした。被害者も丸でした。何があったのだろうかなということをメモに表をつくっていったりするようなメモでした。

(司会者)

5 番さんは、メモをどの程度とられましたか。

(5 番)

いただいた紙を何日目、何日目と分けていたのですけれども、初日のメモは尋常

でない量をとってしまして、その後のスケジュールはいただいていたのですけれども、どの段階でどの情報が補われるのかが分からなかったので、最初是一字一句とり漏らしてはいけないのではないかなと思って一生懸命メモをとっていたのですけれども、だんだん裁判が組み立っていくうちに、頭で整理できるようになったので、メモをとらなくなってきたというような感じですね。

(司会者)

そのメモは役立ちましたか。

(5 番)

評議のときに情報をさかのぼるために何回か見ましたが、それも日を追うごとにだんだん使わなくなってきた、最初のほうだけは使っていたように思います。

(司会者)

6 番さんは、先ほどメモをいっぱいとられたということでしたけれども、それは役立ちましたか。

(6 番)

やはり始めの3日間は本当にメモをとって、全体像が分からなかったもので、周りも必死でとっていたので、自分もとらなければと思ってとったのと、あと評議のときに必要なのかなと思ってとりました。

(司会者)

裁判官のほうから、メモはそんなにとらなくていいですよという話はなかったでしたか。

(6 番)

ありました。あったけれども、不安になってとってしまった。

(司会者)

むしろ証人とか被告人の話をよく聞いてくださいということで、メモをとることに必死にならなくて、ポイント、ポイントで重要だなと思ったこととか、あるいは後で自分が質問してみたいことは書いてくださいというふうに私は申し上げている

つもりなのですから。

では次に、ショッキングな証拠などがあつたかを伺いたと思います。今回、御担当いただいた事件では、人を殺したりとか傷害を負わせるという事件が多かったと思うのですが、出された証拠でそれを見たり聞いたりすることで精神的な負担、トラウマみたいな感じですね、そういうものをおぼえてしまうような証拠はなかったかということを伺いたと思います。

例えば凶器ですと、1番さん、3番さん、4番さんの事件では犯行に使用された包丁が出てきたと思いますが、これは現物が出てきたのでしょうか。もし、包丁の現物などを出さなくても、写真だけでいいのではないかと、そういうような御意見があれば伺いたと思います。

それから、2番さんとか5番さんの事件では被害者の御遺体を解剖した医師の証人尋問があつたと思うのですが、その際に解剖したときの写真とか図面みたいなものが示されたかどうかということを伺いたと思います。

5番さんと6番さんの事件では犯行現場等の防犯ビデオの映像があると思いますが、これを見たときの感想みたいなものがあれば伺いたと思います。

併せて、御自分の事件をちょっと離れまして、今回は被害者が亡くなっている事件でも御遺体そのものの写真等は出なかったと思うのですけれども、もし事件によって、そういう御遺体の写真とか、あるいは凄惨な犯行現場の写真等があり、それを証拠調べで見ることになるとして、そのことについて何か御意見がありますかということも伺いたと思います。

1番さんから伺いますが、1番さんの事件は凶器の包丁が出てきたのですね。

(1番)

はい、出てきました。

(司会者)

これは現物を示されましたね。

(1番)

評議するときに現物を机の上に置きながら話をしました。ただの文化包丁なので、別にこれが怖いということもないし、あと刺さったところのレントゲンも見て、どこまで入っているというのも出てきたのだけれども、鈍感なのかもしれないですけども、こんなに入ってしまうのだというのが分かってかえってよかったなというふうに思いました。

その罪を判断する、その行為を判断するのに必要だと思いましたが、全体の中で何の問題もなく、一緒にいた人たちも凄惨だとか凶器があるから怖いとか、そういうことはなかったと思います。

(司会者)

1番さんの事件は殺人未遂なので、被害者の方が生きていらっしゃるのですが、殺人事件などでは、場合によっては、遺体そのものとは限りませんが、何らかの遺体に関する証拠とか、あるいは犯行現場の写真とかを見なくてはいけないという場面があると思いますけれども、そのあたりの御感想、御意見はお持ちですか。

(1番)

そういうのがあるから、あるんじゃないのかいろいろ言われていましたけれども、実際の事件になってみたらそうではなかったし、ある程度の部分まではそういうことは判断するのに必要だろうなというふうに思っていました。見ておかないと次の判断ができないと思いますし。実際に当たっていないので何とも言えません。

(司会者)

ありがとうございます。

2番さんの事件は殺人事件で、遺体を解剖した解剖医の証人尋問がありましたね。そのときに、何か写真とか図面みたいなものが出たのですか。

(2番)

写真は出なくて図面で、頭を殴られているので頭に骨折があるのですけれども、その割れているところの線を先生が書いたのは図面で見ました。

(司会者)

それで、何か御意見はありますか。

(2番)

図面なので、そんなにショッキングではないのですけれども、発見から警察に運ばれる途中、毛布にくるまれていたので、発見現場の川に浮いている状態の写真は見ました。そこからどんどん運ばれていって、全部は見えていないのですが、足とかが出ているので人間だというのはすぐ分かるので、それは、被われているのですけれども、それなりに結構ショッキングな写真で、図面よりはショッキングですね。

(司会者)

そういうものを見ることについては、必要があればやむを得ないというお考えですか。

(2番)

そうですね。裁判なので、致し方ないかなとは思いますが。

(司会者)

ありがとうございます。

3番さんの事件でも凶器として包丁が出てきたのですね。そのあたりはどうでしたか。

(3番)

包丁の現物を見ましたけれども、ショッキングとかいうことはなくて、ここで見ると刃体の長さ約20.5センチの鋭利な包丁というので、ごく日常的な感じのもので、日常的過ぎるほうがむしろショッキングという感じを受けました。

(司会者)

御遺体の写真とか、そういうのは特になかったのですね。

(3番)

はい、なかったです。拍子抜けなぐらいの図面で倒れているような感じで、「うっ。」となるようなものは何も見ませんでした。

(司会者)

仮に事件の内容との関係でそういうものを見なければいけない場面があったとしたら、どんな感じですか。

(3番)

多分見たと思います。その後、もしかしてトラウマになったか分からないですけども、そういうのがあるかもしれないから裁判員を引き受けないとは、多分私は思わなかったです。

(司会者)

ありがとうございます。

4番さんの事件も包丁が使われたので、包丁が出てきたのですね。いかがですか。

(4番)

私個人としては、別にその包丁を見てトラウマになったとか、そういうことはもちろんないです。個人的な意見ですが、検察官の論告メモの中で、殺傷能力が極めて高い凶器を選択して確実に死に至らしめる残忍な態様ということで、そういう強い殺意に基づく危険な状態でも悪質であるということで、実際に本当にそうなのかどうかということは物を見るしかないのではないかなと私自身は思いますね。

どういう形でどういうふうに殺したのかという殺した形態を直視する中で、その被告人の感情がどうだったのかということを推し量るしかないということが、量刑に対して非常に大きな影響を与えるだろうなというふうに思っていましたので、写真もありましたが、実際、写真の数もそんなにあったわけではなくて、疑問点というのが残りながら法廷の中でやっと事実が分かったわけで、評議する中でそうか、こうかとずっと自問をしていたということがありましたので、やはりある程度は現実の証拠を見るということは貴重なことなのだろうなとは私は思います。

(司会者)

4番さんの事件では、特に御遺体そのものの写真みたいなものが出たということではなかったですか。

(4番)

遺体自体が出たわけではなくて、死んだ後の布団の状態だとか、そういう血のりの付いたような状態の写真は見ることができます。もちろん白黒の状態です。

裁判官の方がそういうことに対してトラウマになることを非常に気にしておられましたので、別に希望者だけ見ればいいのかというようなイメージではあったのです。それも、そのような感じはしますね。誰しも自分と同じわけではもちろんないわけですから、そういうことを気遣ってくれているなということは感じていました。ただ、判決に対しては6分の1だとしても大きなものですから、やはりそれだけの覚悟を持ってやるということは、私にとっては必要だったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

5番さんの事件では、解剖医が証人尋問に来ましたけれども、そのときは図面みたいなものが使われたのでしょうか。解剖したときのどんなものが出ましたか。

(5番)

記憶が間違いでなければ、脳の断面写真が出たかと思います。

(司会者)

それを見てどんな感じでしたか。

(5番)

私の意見は恐らく参考にならないと思うのですが、職業柄、血液とか臓器が日常な環境にあるので、特に何とも感じなかったです。

(司会者)

そういう仕事ではない一般のほかの方が見るとどうでしょうかね。

(5番)

恐らく人の脳の切り刻んだところを見る場面というのではないかと思いますので、予想の範囲ですが、それなりの衝撃を受けた方もいらっしゃるのではないかと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

5番さんの事件では防犯ビデオが出ましたね。あれを見たときの感想は何かありますか。

(5番)

正直、こんなにも不鮮明な映像で判断するのかというのが、結構そちらのほうが衝撃的で、テレビの見過ぎかもしれないのですが、画像を鮮明にする技術は使えなかったのだろうかとか、そういうのがすごいもやもやしていました。

(司会者)

それは一応、犯行場面のビデオだったと思うのですが、余りショッキングという感じはなかったですか。

(5番)

ショッキングではないです。むしろ余りに遠くて粗い画像だったので、これが本人と言われても、極端な話、他人でも分からないなというぐらいです。

(司会者)

6番さんの事件もビデオが出ましたね。窃盗の場面的时候了。確かマンションに入るときのビデオがあったのですね。そのあたりを見たときの感想みたいなものはありますか。

(6番)

特に鮮明ではなかったのですが、本人が着ているものとはいている靴とかが証拠で出された証拠品と全く同じだったので、本人だなというのが分かりましたけれども、ショッキングとかそういうのは特にはないです。

(司会者)

その証拠調べ全体で何か感じたことはありますか。

(6番)

法廷で本人が検索していたアダルトサイトというのは、あれは必要だったのか、ちょっとよく分からないのですが、あれはちょっとびっくりしました。

(司会者)

検察官に伺いますが、証拠調べで凶器が出てきているのですけれども、凶器はやはり現物が必要なのですか。

(検察官)

やはり現物を見たほうが分かりやすいと思うのですよ。実際、言葉で刃体の長さとか私たちは言うのですけれども、金属部分の刃体の長さ15センチとか20センチ、あるいは柳刃包丁とか出刃包丁と聞いてぱっと想像できる人はやはり詳しい人で、どちらかというを見て、これはこんなにあるんだとか、あるいはさびているのかな、それともさびがないのかなとか、先のほうがこんなに鋭利なのか、あるいは菜切り包丁みたいに丸まっているのかというのは、見たことで初めて分かっていたのかなと。そういう分かりやすさの点という意味では、やはり提示したほうが分かりやすいですし、判断していただくときに、こんなものを使ったのかというのは、皆さんがこの後の評議で量刑とかを決められるときにも、こうだな、これを使ったのかというのを前提として考えていただきたいと思いますので、私どもとしてはやはり分かりやすさの点からも皆さんがその後、量刑とか評議される点からも必要なのかなと感じています。

(司会者)

齋藤弁護士のほうで、ショッキングな証拠調べをすることについて御意見等がありますか。

(弁護士)

こちらが懸念しているのは、やはりショッキングな証拠を見ることによって必要以上に感情がかきたてられてしまうということで、事実認定とか判断が偏った方向に行ってしまうのではないかというような懸念は持っております。ですから、もちろんどうしても見なければいけないということはあるかもしれませんが、基本的には代用のイラストとかそういうもので私は十分だと、特に認めている事件などは、例えばどこを刺したみたいな争点でなければ、わざわざその写真を見せる必要性はないと私自身は考えております。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは今度は論告・弁論のところへ行きたいと思います。

証拠調べが終わりますと、検察官は、論告と言いまして、行われた証拠調べの結果を踏まえて、通常はそれを十分立証できているということで、被告人に対して科すべき刑の意見を言う。弁護人も同様に意見を述べたと思いますけれども、その際にも冒頭陳述と同じように、それぞれ書面を作成して配付したことがあったと思います。ただし5番さんの事件の弁論については、書面は出ていませんが。

そこで、双方から出ている検察官の論告、あるいは弁護人については弁論のメモ等について御意見があれば伺いたいと思います。

まず1番さんの事件では、論告のほうはA4判で1枚のものです。弁論はA3判で1枚のものが出ていますが、その内容等について御意見、御感想があれば伺いたいと思います。

(1番)

最終の論告についてもメモが分かりやすかったです。最終弁論のメモについては、最初の人に弁護人が言っていたのを焼き直しというか、それをずっと書いているだけで、この中で、全治のところを1か月ではなくて2週間だと言っているのだけれども、そういう中で、何かちょっと散漫になってしまっていたのではないのという気は少ししましたが、これでいいのではないかと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは2番さんですが、2番さんの事件は、論告はA4判で3枚ですね。弁論はA3判で1枚ですが、これについての御意見、御感想はいかがでしょう。

(2番)

検察側のメモは非常に細かくて分かりやすかったと感じました。

弁護側のほうも細かくはないのですけれども、比較的素人が見ても分かるかなと

は思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

3番さんの事件の論告はA4判で1枚ですね。弁論はA3判1枚ですが、内容等について御意見、御感想はいかがでしょう。

(3番)

こちら最初論告メモ、検察側のほうは事実関係をびしっとまとめてある感じで、そこで、そうだったなという感じでまた全体像を把握できました。

弁護人のほうのメモは情状すべきところをまとめている感じで、感情に訴えてくる部分で、ここで後からいろいろ量刑について決めるときの参考になりましたので、初めての経験でしたし、こういうものかなと思いました。以上です。

(司会者)

4番さんの事件は、論告、弁論ともA4判で1枚のものですが、いかがでしょう。

(4番)

1枚で非常にまとめられていて、言うならば求刑がなぜこの求刑なのかということとを明確に示しているというのは非常に分かりやすかったです。そこまでかなと思うこともたくさんあるのですが、やはり疑いを持って見ながら、それもすごくまとめられていると、そういうことだろうなということで、論告のメモに関しては感心させていただきました。

残念なのが、逆に弁論のほうは、そんなことはないだろうというものがあれば、よりよかったと思いました。

(司会者)

5番さんの事件は、論告のほうA3判で2枚、弁護人の弁論は口頭で行われて書面の配付がありませんでしたけれども、いかがでしょう。

(5番)

全体的には、この事件の全容がすごくまとまっていて分かりやすかったのですが、2枚目の情状関係とかそういったことは、若干文章が長くて読みづらかったかなとも思いました。

弁論のほうはなかったもので、先ほどと一緒にですけども、今、考えても、弁護人の方がどういった考えをまとめていらっしゃったのかはちょっと思い出せないような感じです。

(司会者)

書面があったほうがよかったということですか。

(5番)

そうですね。視覚に訴えられてはいけないのでしょうかけれども、頭でまとめることは、私は素人なので困難なので、何かしら分かりやすいものがあるとありがたかったかなとは思います。

(司会者)

ありがとうございます。

6番さんの事件は、論告がA3判で2枚、弁論はA3判で1枚なのですが、いかがでしょうか。

(6番)

まず検察側のほうでは第1事件、第3事件にしっかりポイントが分かって、あと求刑のときにもグラフがあったのがとても参考になりました。

弁論のほうは起こった事実に関してしっかり弁論を記載してあったので、これはとても分かりやすかったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

次に評議のところに行きたいと思います。評議については評議の秘密があり、具体的な内容には立ち入れないので、雰囲気として伺いたいのですが、活発な意見交換ができたかどうかについて伺いたいと思います。

評議の中で、皆様御自身は自分の意見を十分に言えたでしょうかということ、裁判官は皆様が意見を言いやすいような努力をしていたかどうか、司会役の裁判官がいたと思いますが、評議を活発にするために努力していたかどうか、あるいはこうしてくれればよかったのにと御意見等がございましたらそれも伺いたいと思います。

併せて、評議には守秘義務というものが課されているわけですが、その負担について今どのようにお考えになっているかということ、その守秘義務があることで、皆様方が今回の裁判員の経験をほかの職場の方とか御家族へ伝える上で、何か障害になったようなことがないですかということを伺いたいと思います。

ではまず1番さんから、評議の状況なのですが、雰囲気はどんな感じでしたか。

(1番)

評議について非常にオープンというか、みんなが話しやすい形で話をさせていただいて、いろいろな意見が活発に出て、活発に出るようにリードしていただいたというのがありますし、きちんと全体の中の意見がうまく話はできたと思っています。

最終的な決定について、実を言うと、私が気楽にしゃべっていたのは、裁判員6人が全員有罪と言っても裁判官が1人でも有罪と言わないと有罪にはならないよというのを早い時点で言われていて、我々はしょせん補助だと私は思っていたから、裁判官の人がきちんとした方向に持っていくだろうと思っている中で、みんながきちんと意見を言って、きちんと話をして、最終的には全員が納得できる結論に達したということ。その中でずるいのは、先ほど言った最終的な刑を決めるということの決定権者は私ではないぞと思って全て臨んでいたんで、ほかの人は知りませんが、私はそう思っていたので、案外いろいろな意見をいっぱい言えて、オープンな雰囲気で非常によかったです。

(司会者)

次は、守秘義務の問題ですが、守秘義務があることが皆さんの経験を伝えることに障害になるということはないですか。

(1 番)

要するに評議している内容を伝えなければ、こういうことが出たのであまだ、でもこうなったのだよというのと言わなければいいよと言われているので、正直言うと、事件の内容はどんな事件だったか、殺人未遂だよ、どんなものか、息子が親を刺した、というぐらいまでは言っていると言われていたのでしゃべりましたから、その守秘義務の重さというのは余り感じなかったですね。守秘義務をどこの時点という部分が明確に示していただいていたので。

(司会者)

2 番さんは評議の雰囲気はいかがでしたか。

(2 番)

私は非常にオープンでやりやすかったですね。あとは、ホワイトボードを使っていただいていたので、今、何を言ったかなというのを思い出すのにも振り返れば書いてあるので、それは分かりやすくとてもよかったですと思います。

(司会者)

では、守秘義務の点はいかがですか。

(2 番)

仕事柄、守秘義務をよく扱うので、ふだんから余りおおっぴらにはしゃべらないようにはしているのです。ですので、聞かれたことに関しては報道のとおりだよとしか周りには言っていないので、これこれこうしてああいう判決だよというのはもちろん言っていないし、聞かれても、見て分かったとおりだよとしか言っていないので、特に自分の中で苦勞する、言いたいなとか、そういう思いはなかったですね。

(司会者)

ありがとうございます。

3 番さん、評議の雰囲気はいかがでしたか。

(3 番)

とてもみんな活発に意見を言い合って、初めて会った赤の他人がこういう深い話

をこの場でできるという、喜びと言ったらちょっと不謹慎なのですけれども、みんなそういうやりがいを感じて話し合っていたように思います。

(司会者)

守秘義務の点でお考えはありますか。

(3番)

守秘義務については、みんなそれぞれ不安な気持ちがあったので、裁判官の方に質問などを休憩の途中でもして、この範囲、報道されているものは大丈夫とか、そういうことを詳しく教えていただいたので、私は全然疑問の余地がない感じに思っています、今でも周りの人に話せることは話しております。

(司会者)

4番さんはいかがですか。評議の雰囲気ですが。

(4番)

非常にアットホームというか裁判官の3人のチームワークと、そういう雰囲気をつくってくれたので、スムーズに進めることはもちろんできましたね。

実際どういうふうに話し合われてきたかということの具体的なことがないと本当の雰囲気というのは分からないと思うのですが、ある程度激論になったところもありありますね。

最初はみんな、評議を始めたときは、実は、最終的には簡単な評決だといって評議ができるのではないかなという気持ちでいたのですね。私もそうだったと思います。

評議していく中でだんだんいろいろな疑問というか社会に対する影響だとか、いろいろなことが渦巻いて考えた中で、この犯罪は何なのだろうかと、どうして起こったから始まって、どうしてこうなってしまったのかから、またどういう評決をしていくかということに対してはみんなでそういう評議がすごくできたのです。最終的には結論を出せたということは、みんな非常に評議を尽くした結果だったというのが分かりますので、それはすごく裁判官のリードなくしてできるものではなかつ

たなと思いますし、経験してよかったなということにもつながっていきますので、よかったです。

あと外部に対しての守秘義務です。やはりこの事件が、障がい者の子を持つ親が自分の子供を制御できなくなってきた、そして殺してしまうという事件だったので、すごく身につまされるというか、誰でも起こり得るような事件でもあるし、また、実はこういう事件だったのだよという話をすると、みんな考え込むのですね。そうすると、そうか、みんなも裁判員になれば同じように悩むのだろうなと考えると、非常に裁判員制度というのはすばらしいのだと思ったきっかけでもあります。

ですから、なるべく守秘義務というものをぎりぎりのところまで縮めて、みんなが逆に新しく裁判員になる機会を得た人がいたら、そういうものを伝えていけるようなものが少しでもあればなと感じるので、守秘義務でがちがちにしていると、それが達成できなくなると残念だなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

では5番さん、評議の雰囲気はどうでしたか。

(5番)

当然、初日と最終日では全然雰囲気が違って、初日からとめどなく意見が出ていたかというところと恐らく違ったと思うのですが、そこはみんなが考え込んでしまったときには、裁判官の方が口を開いて誘導してくださったので、すごくとてもいい話し合いができたのかなと思います。

私自身も言いたかったのに言えなかった、意見を飲み込んだという記憶は全くないので、自分の思っていることは全てお伝えすることができたかなと思っています。

(司会者)

では、守秘義務の点で御意見があれば、お願いします。

(5番)

経験していない方に経験談としてお話はしたいのですが、どこまで話して

いいのかなというところは具体的に自分では判断しかねたので、余り詳細は話していないのが現状です。

(司会者)

6 番さん、評議の雰囲気はいかがでしたか。

(6 番)

始めの二、三日は皆さん、余り積極的ではなくて、しゃべる人も決まっていたのですけれども、だんだん評議が近づいてくるとやはり顔つきも変わって、それぞれの意見を言う方が多かったと思いました。

守秘義務に関しては、インターネットとかもあって、被害者も加害者も社会復帰するに当たってやはり障害になることも多々あるので、必要以上には気をつけていかなければいけないなと思っております。

(司会者)

ありがとうございます。

次に量刑の話を少しさせていただきます。今回は6件とも有罪になりましたので、最終的に刑を言い渡したわけですが、刑を決めることについて裁判官からどういうことに注意して刑を決めるのですよという説明があったと思うのですが、それについて、裁判員が加わって新たな視点、感覚で判断するのだから、これまでの事件の量刑傾向を強調することについて何か違和感みたいなものを覚えたことはなかったかということについて伺いたいと思います。

それについては多分説明があったと思うのですが、量刑についての過去のデータベースみたいなものを見たと思います。その点について何か御感想があれば伺いたいと思います。

裁判官が量刑について説明した内容、過去のデータベースを見ること、裁判員が加わることによって別の視点とか感覚で量刑するほうが適当なのではないかと、その辺のご意見や感覚を伺いたいと思います。

これも順次、1 番さんからいかがですか。

(1 番)

過去のデータを見せていただいて、この数字が基準になるということは、ほかの事件の話も少ししたりして、刑の平等ということもあったりするので納得できる部分でもありますし、その中での幅でという形で話をしていたので、非常に分かりやすいと言えば分かりやすい。ただ、今度はこの事件ではなくて何か違う、軽過ぎるものとか重過ぎるものがほかにあったりするのかなという気もしながら話をしていました。

そんな中で、刑については最終的な結果へ至る話もいろいろされて、それは過去が判例としてどうだという話から、みんなの感情も入れた上できちんとした話ってきた、分かりやすい納得できた形だったなと思っています。

(司会者)

2 番さん、いかがでしょうか。

(2 番)

私も同じで、データを見せていただいて、大体の幅を決めていただいて、その中で裁判員の意見もそれぞれあったのですが、私は過去のデータというのもやはり取り入れていいと思うので、どのぐらいで何年というのは、全く素人は分からないので、これだったらこれだよと言っていただいて、その幅を我々が決めるのが妥当ではないかなと思います。

(司会者)

3 番さん、いかがでしょうか。

(3 番)

公平に判断するためにデータベースに当てはめて考えるというのは、当たり前だし有効なことだと思いますが、それが違和感というか、グラフに凶器あり、なしとか、殺したのは親か、そうでないかとかを入れてぱっと出てくるというのは、こういうものなのかという、何でもこういうのかなという気持ちはあったのですが、ただ、そういうのに全然失望とかしなかったのは、そこまで議論を尽くして最後にそ

ういうことで決めたということで、みんなそうだったようですが、違和感というよりは補助的なものとして納得していたように思います。

(司会者)

ありがとうございます。

4番さん、いかがでしょうか。

(4番)

量刑で非常にスムーズに進めたかという点、なかなかそうでもなかったようにも感じます。ただ、最終的には我々裁判員のことよりも、やはり今までの判例とかそういうものに大きく左右されるのだらうなとは最初は思っていたのですが、私は逆に言うと、一人一人自分で決定して札を入れていくという話だったので、その結果が思ったのとは全然違うものだったりするときに、そうかといろいろなことを感じさせてくれたのは事実です。

ですから、今までの映画のような、全員しなければとか、そういうことを後からよく知りましたけれども、なるほどな、こういうことかということで、今はどういうふうに工夫されているのかということの違いがよく分かったのも事実です。

ただ、この判例というか、過去の判例と今の事件の違いというのは、ほとんどそういう話はなかったのですけれども、必要なことなのだらうなというふうにも感じますし、逆にそれにとらわれないで、この事件だけを見て判断するほうがいいのかとか、五分五分なので判断はどちらもつかないですが、裁判員の場合はほかの判例を知る機会というのは全くないので、量刑に対して手がかりがなかなかないというのが事実だと思うのです。

この実際の事件に関しては、執行猶予を付けるか付けないかということは、最初から弁護人と検察官の話の中でも非常に大きな問題でしたので、今この事件に関して執行猶予を付けなかったということの最終的な結論は、非常に裁判員と裁判官にとってもすごく勇気を持ってこの判決を出したという自負があるのです。だから、それを感じることができたというのはあります。ただ、余り影響しない裁判員の1

票であっても、大きなことなのだろうなとすごく思いました。

実はいまだにそれが本当に正しかったかどうかということは自分の中でもなかなか判断できないです。今でもふっと思い出すと、あのとき本当に正しかったかなと思う部分ももちろんありますけれども、それは次へのステップではないですけれども、この裁判だけではなくて社会のことに対してももっと深く考える日常になったのかなと感じますので、この量刑のやり方に関してはいいものではないかなと今は思っています。

(司会者)

ありがとうございます。

5番さん、何かございますか。

(5番)

私はちょっと矛盾する二つの気持ちで揺れていたのですが、これまでの犯罪がどれぐらいの刑期が付けられたかというのを参考にするのは当たり前のことなのかもしれないですが、対象となった人物とか事件に至る経過とかが全く違う環境の中で起こったことを今回のことの参考にするのは果たしていかなものかという気持ちと、それに相反して、私たちは全くこういう経験がないので、どれぐらいの刑が相当するのかというのは皆目見当がつかないので、こういった例がないと全く話し合いにもならなかったと思うので、必要ではあったのかなという二つの気持ちと葛藤しているのが正直なところです。

(司会者)

6番さん、いかがでしょうか。

(6番)

私もやはり素人なので、何年とか決めることはやはり難しかった、話し合っているときも難しくてどうしようと思っていたのですが、そのデータが出たときにやはり参考になって、公平性が出たのかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

最後に皆様方から、これから裁判員をなられる方々にメッセージを一言ずつお願いしたいと思います。

(1 番)

御苦労さまですぐらいです。

(司会者)

今回、やって、それはそれなりに良い経験だったと思っていただけているのかね。

(1 番)

またやりたいなと思っています。いろいろな全てに新しい経験ができたので、今日、お話を聞くと、また事件の種類が自分のより難しそうだったらどう考えるのかなとか、先ほど因果関係の事件のときは自分はどうやって考えるのだろうみたいなものを思って、またやってみたいなと思います。

(司会者)

では2 番さん、いかがでしょうか。

(2 番)

私も同じで、断らずにやってほしいというのが率直な意見ですね。必ず自分にとって良い経験になると思うので、是非断らずにやってほしいですね。

(司会者)

ありがとうございます。

3 番さん、いかがでしょうか。

(3 番)

やはり面倒くさいとか尻込みしないで、当たったら是非やっていただきたいです。

(司会者)

ありがとうございます。

4 番さん、いかがでしょうか。

(4 番)

非常に良い経験だと思いますので、積極的にやってもらいたいと思います。

(司会者)

5 番さん、いかがでしょうか。

(5 番)

物事に対する考え方が少し変わるので、人生にとっては豊かな経験になると思うので、是非受けていただきたいと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

6 番さん、いかがでしょうか。

(6 番)

自分が考えている思いとか思い込みとかもあって、評議のときはほかの人の意見を聞いて、いろいろな人の意見を聞くこともやはり大事なので、是非積極的にやっていただきたいと思います。

(司会者)

本日は長時間ありがとうございました。皆様からの貴重な御意見を参考にして、やっていきたいと思います。

どうもありがとうございました。